

上志津二区自治会館 使用規約

この上志津二区自治会館(以下「会館」)は佐倉市防災集会所として運用されますが、その維持管理を上志津二区自治会(以下「自治会」)が行う事で佐倉市から運営を受諾されたものです。

そのため災害時等の使用及び自治会活動による使用を優先させていただきます。

1. 使用目的 ●会館は以下の目的で使用できます。

- ①災害発生時の防災拠点
- ②自治会活動
- ③子供会・老人クラブの会合等
- ④レクリエーション行事等
- ⑤文化・芸術の発表会等
- ⑥官公庁が公共を目的とした行事・説明会等
- ⑦その他自治会が認めた行事・集会等

2. 使用時間 ●使用時間は午前9時から午後9時までとします。

ただし、自治会が予め認めた場合はこれを変更することができます。

●使用時間内で、準備や片付けを行っていただき、退出時間がきましたら速やかに退出してください。

3. 使用料 ●使用料は以下の通りとします。

午前9時～正午	……………	1,500円也
午後1時～午後5時	……………	2,000円也
午後5時～午後9時	……………	2,000円也

使用料納入方法は別途定めます。

●使用料の免除

国・千葉県・佐倉市が使用する場合、自治会が予め認めた場合は使用料を免除します。

4. 使用申込 ●会館使用日の2ヶ月前から受付いたします。
●自治会館使用日予約申請表に必要事項をご記入の上、提出してください。
使用の目的次第では、お断りする場合がございます。予めご了承ください。
また、予約状況によってはお受けできない場合がございます。
5. 申込取消 ●やむを得ない理由により使用を中止する場合は、必ず事前に会館管理責任者へご連絡ください。また、来場者への対応は使用者が行ってください。
6. 使用制限 ●以下の場合には使用停止の処置をとる場合があります。
- ①予約申請書の記入内容が実際と異なる、または偽りがあった場合
 - ②公序良俗に反する行為があった場合
 - ③宗教活動・政治活動・各種勧誘などをした場合
 - ④物品販売会の目的で使用した場合
 - ⑤危険物の持ち込みがあった場合
 - ⑥建物・設備・備品を汚損・毀損・紛失させる行為があった場合
 - ⑦会館使用規約及び指示に従わない場合
 - ⑧使用者が、暴力団を含む反社会的勢力に該当する、または反社会的勢力との関係を有していることが判明した場合
 - ⑨会館の周囲に迷惑を及ぼす、またはその恐れがある場合
7. 原状回復 ●使用した設備・備品は使用前の状態に戻してから退室してください。
建物・設備・備品を汚損・毀損・紛失させ、原状回復に実費がかかるときは使用者に請求させていただく場合がございます。
●使用中に発生したゴミ等はすべてお持ち帰りください。
なお、会館内は禁煙となっております。
8. 遺失物 ●会館内での遺失物は、使用日から2ヶ月保管した後、処分もしくは警察に届けさせていただきます。

2019年4月1日改訂

上志津二区自治会